

鹿児島県男女共同参画施策申出処理制度

鹿児島県では、鹿児島県男女共同参画推進条例第15条第1項に基づき、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民の皆様等からいただいた申出に適切に処理するために、申出処理制度を設けました。

この制度により、県民の皆様の声を男女共同参画社会づくりに活かしてまいります。

◇ 鹿児島県男女共同参画推進条例第15条第1項

県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

1 どのようなことを申し出ることができますか？

- 県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情、意見、提案等を申し出ることができます。
- 男女共同参画社会づくりのために取り組んでほしいこと、もっと工夫してほしいことなど、県に対する御意見をお申し出ください。

2 誰でも申し出ることができますか？

県民及び民間の団体であれば、どなたでも、どの団体でも、申し出ることができます。

3 申出はどのように取り扱われるのですか？

- 必要に応じて、申し出られた方から事情を伺います。
- 申出への対応について、必要に応じて男女共同参画審議会の意見を聴きます。
- 対応の結果については、申し出られた方にお知らせします。
- 申出の対応に当たっては、個人情報保護に十分配慮します。
- 毎年、申出への対応状況の概要について公表します。

◇ 男女共同参画審議会とは

県では、男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、各種団体の代表や学識経験者からなる審議会を設置しています。

4 すべての申出が制度の対象になりますか？

次の申出は、この制度の対象になりません。その場合は、申し出られた方にその旨をお知らせします。

- 判決、裁決等により確定した事項
- 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- 法令等において定められている紛争を解決するための手続きにより、現に審理中の事案に関する事項
- 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- その他この制度の趣旨から取り扱うことが適当でないと認められる事項

5 どのような形で申出するのですか？

- 特に定まった方法はありません。文書のほか、電話や来庁による口頭での申出もお受けします。
- 文書の場合、様式は問いません。別紙「申出書の参考様式」をご利用いただいても結構です。
- 匿名でも結構です。ただし、対応の結果について、申し出られた方に直接お知らせすることができませんので御了承ください。

6 どこに、どのような方法で申し出ればいいですか？

- 申出窓口は青少年男女共同参画課男女共同参画室又は申し出られる施策等を所管する県の機関です。
- 文書の場合は、持参、郵送、FAX、電子メールなど、いずれの方法でも提出していただけます。
- 申出の趣旨や内容を確認するため、申し出られた方に後日連絡することがあります。

申出処理制度のお問い合わせ・申出窓口

鹿児島県 男女共同参画局 青少年男女共同参画課 男女共同参画室
〒890-8577（県庁専用郵便番号のため、郵送の場合に住所をお書きいただく
必要がありません。）

鹿児島市鴨池新町10-1

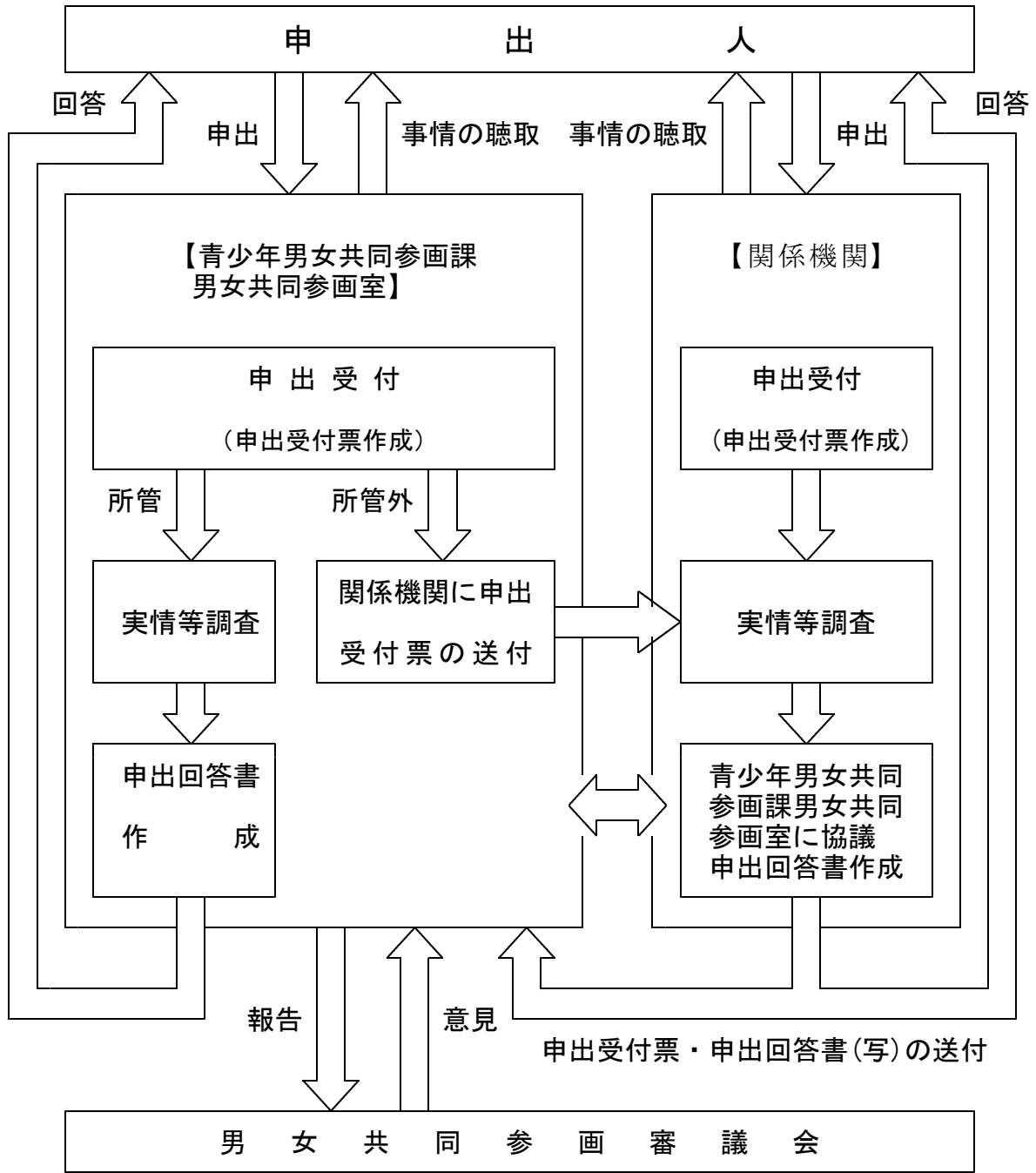
TEL：099-286-2634

FAX：099-286-5541

E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp

申出処理制度の流れ

(申出処理要領第3条関係)



【申出書の参考様式】

整理番号

男女共同参画に関する県の施策に対する申出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

郵便番号
(申出人) 住 所
氏 名
電話番号

鹿児島県男女共同参画推進条例第15条第1項の規定により、次のとおり申出をします。

申 出 の 趣 旨
(解決してもらいたいこと)

申 出 の 概 要
(具体的な内容と経緯)

他の機関への相談等の
状況
例：労働基準監督署，雇
用均等室，人権擁護委員，
警察署等，議会への請願・
陳情等

している していない

(相談等をしている場合は具体的に記入してください。)

そ の 他
県から連絡するに当たり，
特に配慮する必要のある
事項等（連絡先，連絡方
法，時間帯など）

※申出人が団体の場合は、住所及び氏名欄は事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

整理番号	
------	--

男女共同参画に関する県の施策に対する申出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

郵便番号
(申出人) 住 所
氏 名
電話番号

鹿児島県男女共同参画推進条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり申出をします。

<p>申 出 の 趣 旨 (解決してもらいたいこと)</p>	<p>○ 県の施策や事業について、改善してもらいたいことや新たに取り組んでもらいたいことなど、申出の目的等について記入してください。</p>
<p>申 出 の 概 要 (具体的な内容と経緯)</p>	<p>○ 例えば次のような事項を参考に、申出の内容や経緯を記入してください。</p> <p>① 「どの機関の」 ② 「どの施策や取組が」 ③ 「どのように男女共同参画の推進に影響を及ぼすのか」</p> <p>○持参，郵送，ファックス，電子メール等で提出してください。</p>
<p>他の機関への相談等の状況</p> <p>例：労働基準監督署，雇用均等室，人権擁護委員，警察署等，議会への請願・陳情等</p>	<p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>している <input type="checkbox"/>していない</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(相談等をしている場合は具体的に記入してください。)</p> <p>○ この申出の件について、他の機関に相談したり、他の制度を利用している場合は、機関名や時期、方法等について具体的に記入してください。</p>
<p>そ の 他</p> <p>県から連絡するに当たり、特に配慮する必要のある事項等（連絡先，連絡方法，時間帯など）</p>	<p>○ 今後，県が連絡するとき都合のいい時間帯や連絡方法など，県が申出の対応に当たって配慮すべきことについて記入してください。</p>

※申出人が団体の場合は、住所及び氏名欄は事務所の所在地，名称及び代表者の氏名を記入してください。